破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１１９号
神奈川県横須賀市追浜東町２丁目２番地３　スカイヒル204
破産者　後藤　正三
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１０１号
北海道虻田郡洞爺湖町財田44番地７、開始決定時の住所札幌市中央区南19条西６丁目２番１―803号
破産者　二上　敏之
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７８７号
愛知県名古屋市天白区焼山２丁目1604―２、破産手続開始時の住所北海道札幌市豊平区豊平４条10丁目２番30―406号
破産者　工藤　勝三
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１８号
群馬県安中市鷺宮1166番地
破産者　山村　浩子
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１３１号
新潟市南区白根日の出町11番33号　斉藤アパート８号、開始決定時の住所新潟市西区小針上山11番５号
破産者　永井　憲一
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２６１号
愛知県尾張旭市旭前町広久手4843番地　ウィステリア32―３Ｄ号、従前の住所愛知県尾張旭市城山町三ツ池6227番地６
破産者　小西　哲也
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２２号
神戸市東灘区御影中町２丁目１番８号　御影センタービル302号、従前の住所神戸市中央区港島中町６丁目２番地の１　神戸パークシティ１号棟409号
破産者　石田　善一
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３３号
岡山県井原市木之子町2721番地48
破産者　野宮　利亮
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第５６号
鹿児島県志布志市志布志町志布志１丁目29番11号
破産者　清水　正志
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第５７号
鹿児島県志布志市志布志町志布志１丁目29番12号
破産者　吉見　　香
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１７１号
北海道枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘２丁目４番地
破産者　宮脇　　孝
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８５号
青森市大字幸畑字谷脇17番地１　ＴＡＰ幸畑205号、開始決定時の住所青森市第二問屋町２丁目８番30号　佐々木ハイツ203号
破産者　田中　　幸
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６５号
青森市大字筒井字八ツ橋31番地300
破産者　熊谷　俊造
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８４号
青森市大字筒井字八ツ橋31番地300
破産者　熊谷　みつ
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４３号
秋田県大館市東台５丁目５番23号、前住所秋田県大館市赤館町４番15―３号
破産者　石川　　徹
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第１１６８号
横浜市神奈川区羽沢町1296番地２　内田工務店内
破産者　高橋　政雄
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部